

日本で結婚した非正規滞在者への在留特別許可 ——「婚姻が安定かつ成熟していること」はいかに評価されるのか——

日本学術振興会 加藤丈太郎

【目的】

本研究は非正規滞在者（在留資格を持たずに日本に滞在している外国人）のうち日本人（永住者・定住者）配偶者との結婚を根拠に在留特別許可を求めている者を研究対象とする。「不法残留者」に在留特別許可が認められる割合が2011年の82%から2017年には50%まで減少した。なぜ、割合が減少したのかを問う。また、不安定な在留状況が続く中で、彼女・彼らがどのような課題に直面しているかを明らかにする。

【方法】

日本で結婚した16名（男性10名、女性6名）の非正規滞在者への半構造化インタビューの結果を分析する。対象者の出身国はアジア・アフリカの9ヶ国に及ぶ。日本人と婚姻している者が8名、永住者・定住者と婚姻（一部内縁関係を含む）している者が8名である。自宅訪問、親族でのバーベキューへの参加など、参与観察から得たデータも援用する。

【結果】

在留特別許可は日本において非正規滞在者が在留資格を得る唯一の方法である。日本人（永住者・定住者）との結婚に基づき許可を求める者が大半を占める。法務省は「在留特別許可に係るガイドライン」を2006年に公表（2009年に改定）し、在留特別許可を与える積極要素の一つとして「夫婦の間に子がいるなど、婚姻が安定かつ成熟していること」を挙げている。在留資格「興行」に代わり「日本人の配偶者等」での入国を目指すフィリピン人への審査の厳格化（中島 2018）の他、婚姻が「安定かつ成熟している」ことへの評価が、過去と現在で違う点が在留特別許可の割合の減少につながっていた。1990年代、2000年代においては非正規滞在者が結婚により在留特別許可を得るのは比較的容易であった（山本 2010）。子の有無にかかわらず認められていた。しかし、現在、本研究の対象者16名のうち子どもが生まれていない者はいずれも許可を得られていない。子の有無が、婚姻が「安定かつ成熟している」点の評価をも分けていた。男性非正規滞在者の一部は入国管理局による摘発後、配偶者の稼ぎに頼らざるを得なくなった。Bread Winnerとしての役割を失い、精神的に苦しんでいた。その配偶者は夫の摘発後、昼夜仕事を掛け持ちして働くようになり、体調を崩す者が見られた。女性非正規滞在者には就労意欲があるものの、就労が禁止されているため自宅及び近所に行動範囲を限っていた。夫との間に子を産むことで在留特別許可を得ることを切望していたが、流産し、婚姻が「安定かつ成熟している」と評価され得なくなり、ストレスを溜めている者もいた。

【結論】

現在「婚姻が安定かつ成熟している」と評価されるためには「子が出生している」事実が必要である点が明らかになった。結果、在留特別許可の割合が大きく下がることにもつながった。一方、子が出生していなくても「婚姻が安定かつ成熟している」夫婦は存在した。彼女・彼らは評価されるために何をすれば良いかが不明確なまま、精神的に追い詰められていた。「夫婦の間に子がいるなど」の「など」の部分が何であることを明確に示す必要がある。

【文献】

中島弘象（2018）『フィリピンパブ嬢の社会学』新潮社

山本薫子（2010）「在留特別許可制度における結婚の手段的側面とロマンチック・ラブの矛盾」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編『非正規滞在者と在留特別許可—移住者たちの過去・現在・未来』日本評論社